

群馬県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかる補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 群馬県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかる補助金については、医療機関・薬局・訪問看護ステーション・助産所（以下「医療機関・薬局等」という。）における新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この補助金の交付に関しては、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国の実施要綱」という。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」（令和2年6月16日厚生労働省発医政0616第1号・厚生労働省発健0616第6号・厚生労働省発薬生0616第65号厚生労働事務次官通知。）及び群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる医療機関・薬局等が、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、国の実施要綱3.(19)に基づき、次の各号に定める者が実施する新型コロナウイルス感染拡大防止対策や診療体制確保等の事業を対象として、予算の範囲内で交付する。

- (1) 病院（群馬県内に所在する保険医療機関に限る。）
- (2) 有床診療所（群馬県内に所在する保険医療機関に限る。）
- (3) 無床診療所（群馬県内に所在する保険医療機関に限る。）
- (4) 薬局（群馬県内に所在する保険薬局に限る。）
- (5) 訪問看護ステーション（群馬県内に所在する指定訪問看護事業者に限る。）
- (6) 助産所（群馬県内に所在するものに限る。）

※国の実施要綱3.(18)「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金支給事業と重複して補助を受けることはできない。

(対象経費)

第4条 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）であって、別表の(3)に定める経費を対象とする。

(対象期間)

第5条 この補助金の対象とする期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算定された額とする。

- 1 別表に定める基準額と対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額を選定するものとする。
- 2 前項により選定された額と総事業費から寄附金及びその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 この補助金を概算額で申請しようとする者は、知事が別に定める日までに交付申請書(様式1)及び事業計画書(様式2-1又は様式2-2)を群馬県国民健康保険団体連合会を通じて、知事に提出するものとする。なお、精算額で申請を行う場合は、知事が別に定める日までに関係書類を添えて、交付申請書兼実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第9条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 1 各事業実施計画の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 2 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。
- 3 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 4 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

- 6 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 7 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 8 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県に返還しなければならない。
- 9 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

（補助金の交付）

第10条 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができる。ただし、精算額での申請があった場合は、精算払によることができるものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了してから30日後又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 知事は、前条の規定による補助金実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。当該補助事業者は、命じられた返還額を知事の定める期限内に返還しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第13条 知事は、規則第13条第1項及び第2項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、知事は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例第7条に抵触するとき
- (3) 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

- (4) 補助事業を予定の期間内に完了しなかつたとき、又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると知事が認めたとき。
- 2 国の補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消されたときは、当該国の補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定は、補助事業者について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。

(補助金等の返還)

第14条 前条の規定により交付の決定を取り消されたときは、当該補助金を知事の定める期限内に返還しなければならない

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助対象事業についての収支簿を備え、当該事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の支出簿とともに、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年7月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

(1) 区分	(2) 基準額	(3) 対象経費
病院	2,000,000円 + 50,000円 × 病床数	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
有床診療所 (医科・歯科)	2,000,000円	
無床診療所 (医科・歯科)	1,000,000円	
薬局・訪問看護ステーション・助産所	700,000円	